Ｄ２２２　経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
　１　１時間以内又は１時間につき　100点
　２　５時間を超えた場合（１日につき）　630点
Ｄ２２２－２　経皮的酸素ガス分圧測定（１日につき）　100点
Ｄ２２３　経皮的動脈血酸素飽和度測定（１日につき）　35点
　注　人工呼吸と同時に行った経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２２３－２　終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定（一連につき）　100点
Ｄ２２４　終末呼気炭酸ガス濃度測定（１日につき）　100点
Ｄ２２５　観血的動脈圧測定（カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。）
　１　１時間以内の場合　130点
　２　１時間を超えた場合（１日につき）　260点
　注　カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
Ｄ２２５－２　非観血的連続血圧測定（１日につき）　100点
　注　人工呼吸と同時に行った非観血的連続血圧測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
Ｄ２２５－３　24時間自由行動下血圧測定　200点
Ｄ２２５－４　ヘッドアップティルト試験　1,030点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ２２６　中心静脈圧測定（１日につき）
　１　４回以下の場合　120点
　２　５回以上の場合　240点
　注　カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
Ｄ２２７　頭蓋内圧持続測定
　１　１時間以内又は１時間につき　200点
　２　３時間を超えた場合（１日につき）　960点
Ｄ２２８　深部体温計による深部体温測定（１日につき）　100点
Ｄ２２９　前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢（しょう）循環不全状態観察（１日につき）　100点
Ｄ２３０　観血的肺動脈圧測定
　１　１時間以内又は１時間につき　180点
　２　２時間を超えた場合（１日につき）　570点
　注１　バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合は、バルーン付肺動脈カテーテル挿入加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
　２　カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
Ｄ２３１　人工膵臓（すい）検査（一連につき）　5,000点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ２３１－２　皮下連続式グルコース測定（一連につき）　700点
　注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
　２　注１に規定する届出を行った診療所において行われる場合は、６月に２回に限り算定する。
Ｄ２３２　食道内圧測定検査　936点
Ｄ２３３　直腸肛門（こう）機能検査
　１　１項目行った場合　800点
　２　２項目以上行った場合　1,200点
　注　直腸肛門（こう）機能検査は、患者１人につき月１回に限り算定する。

Ｄ２３４　胃・食道内24時間pH測定　3,000点
（脳波検査等）
通則
　区分番号Ｄ２３５からＤ２３７－３までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び区分番号Ｄ２３８に掲げる脳波検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。
Ｄ２３５　脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。）　720点
　注１　検査に当たって睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合は、賦活検査加算として、これらの検査の別にかかわらず250点を所定点数に加算する。
　２　当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、１回につき70点とする。
Ｄ２３５－２　長期継続頭蓋内脳波検査（１日につき）　500点
　注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ２３５－３　長期脳波ビデオ同時記録検査（１日につき）
　１　長期脳波ビデオ同時記録検査１　3,500点
　２　長期脳波ビデオ同時記録検査２　900点
　注　１については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ２３６　脳誘発電位検査（脳波検査を含む。）
　１　体性感覚誘発電位　850点
　２　視覚誘発電位　850点
　３　聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査　850点
　注　２種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
　４　聴性定常反応　1,010点
Ｄ２３６－２　光トポグラフィー
　１　脳外科手術の術前検査に使用するもの　670点
　２　抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの
　イ　地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合　400点
　ロ　イ以外の場合　200点
　注１　２について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
　２　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
Ｄ２３６－３　脳磁図
　１　自発活動を測定するもの　17,100点
　２　その他のもの　5,100点
　注１　１については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、てんかんの診断を目的として行われる場合に限り算定する。
　２　２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
Ｄ２３７　終夜睡眠ポリグラフィー
　１　携帯用装置を使用した場合　720点
　２　多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合　250点
　３　１及び２以外の場合
　イ　安全精度管理下で行うもの　4,760点
　ロ　保険医療機関内で又は訪問して実施するもの　3,570点
　ハ　その他のもの　2,000点